

高血圧症、脂質異常症、糖尿病で通院中の患者さまへ

※診療報酬改定に伴う特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についてのお知らせ※

いつも当クリニックをご利用いただき誠にありがとうございます。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は2024年6月1日に施行される診療報酬改定に際し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』の対象疾患である「高血圧症、脂質異常症、糖尿病」のいずれかで通院中の患者さまにおかれましては2024年6月1日から『生活習慣病管理料』を算定させていただきますこととなります。対象の疾患で通院中の患者さまそれぞれに応じた療養計画を策定することで、より専門的かつ総合的な治療管理を実施させていただきます。

ご受診の際には目標設定、血圧・体重・食事や運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した『療養計画書』をお渡しいたしますが、この『療養計画書』の初回作成時および内容変更時には患者さまのご署名が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

※採血の数値の報告欄がある為、最低でも3～4ヶ月に一度採血をさせていただきます。

☆患者さまの自己負担額に大きな変更はございません

例) 40歳代3割負担の患者さまの場合

【現行】	
再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患処方管理料・ 処方箋料	359点
合計	484点
自己負担額	1,450円

【2024年6月以降】	
再診料	75点
-	-
生活習慣病管理料・ 処方箋料	393点
合計	468点
自己負担額	1,400円

(☆年齢、保険の種類、その他検査内容や加算によって自己負担額は異なります)

対象の患者さまへは2024年6月1日以降『療養計画書』へのご署名についてご案内いたしますのでご理解・ご協力のほどお願いいたします。